

令和6年度

会津若松市チャレンジ企業応援補助金 募集要項

(会津若松市チャレンジ事業認定制度)

会津若松市 観光商工部 商工課

令和6年度会津若松市チャレンジ企業応援補助金 募集要項

1 制度の目的及び概要

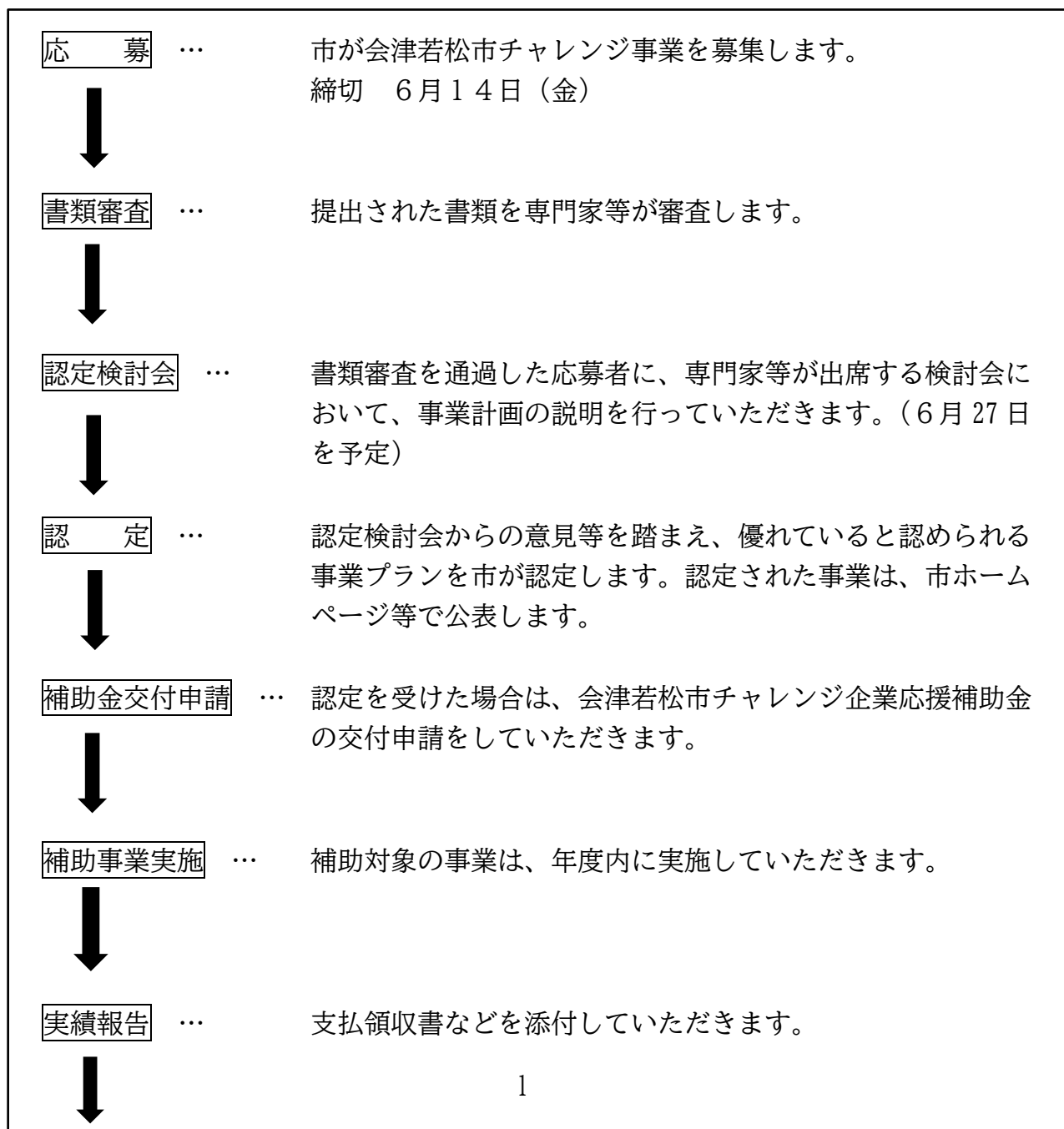
会津若松市チャレンジ企業応援補助金は、以下の方のチャレンジを支援するためのものです。

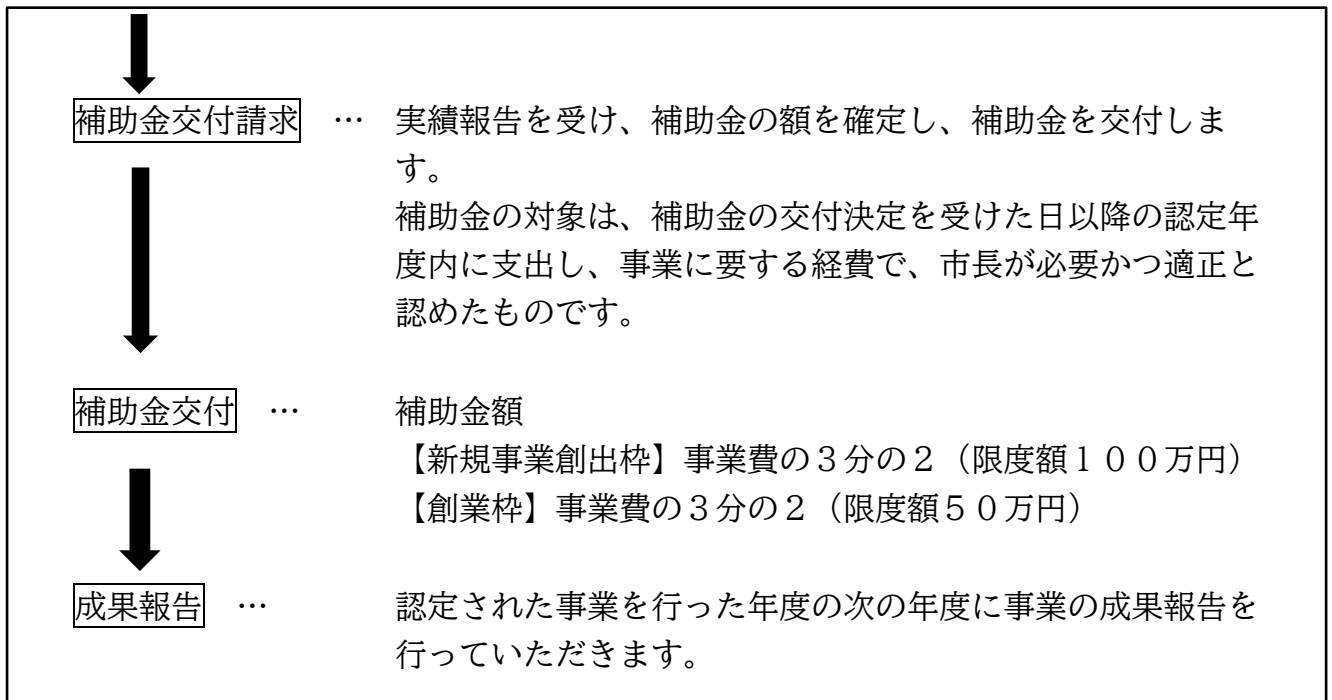
- ①新たな事業へ挑戦する、1年以上の営業実績のある、市内の中小・小規模企業者
- ②事業を営んで1年未満、または今後市内にて創業または会社の設立を目指す方

本補助金の交付を受けるためには、「会津若松市チャレンジ事業」の認定を受ける必要があります。

地域資源を生かした新商品や、地域特性・地域課題を捉えた新サービス、特殊な技術を生かした新製品など、独創性のある事業プランを募集します。

【制度の流れ】





2 募集する対象者

①新事業創出枠

【対象事業】

- (1) 新製品、新技術若しくは新サービスの開発等の現在営んでいる事業を更に発展させるためにチャレンジする新事業
- (2) 異分野又は異業種への進出事業

【対象者】

1年以上営業実績のある、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する市内の中小企業者（※1）（ただし、みなし大企業（※2）を除く。）

②創業枠

【対象事業】

- (1) 地域資源を生かした商品や、地域特性・地域課題を捉えたサービスなど独創性のある事業

【対象者】

- (1)事業を営んで1年未満の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する市内の中小企業者（※1）（ただし、みなし大企業（※2）を除く。）

(2)今後市内にて創業又は会社の設立を予定する者で、市の創業支援事業計画における支援機関の伴走支援を受けている者

【市創業支援等事業計画支援機関】

会津商工信用組合、(株)福島銀行、(株)東邦銀行、(株)日本政策金融公庫、あいづ商工会、NPO 法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構

①・②共通

【要件】

- (1) 事業者が市内に主たる事業所を有し、当該事業所で実施される事業であること。
- (2) 福島県信用保証協会の信用保証の対象業種（※3）及び農林業であること。
- (3) 明確な経営理念のもと、熱意をもって実施される事業であること。
- (4) 市場において事業として成立する見込みがある事業であること。
- (5) 独創性がある事業であること。
- (6) 認定日の属する年度内に事業化される事業であること。

【留意事項】

- (1) 既に事業を開始している場合は対象となりません。
- (2) 補助対象経費は認定期間内に実施される事業に要する経費のうち、補助金申請後に交付決定を受けた後に発生するもので、市長が必要かつ適正と認めたものです。
- (3) 複数の事業者との共同事業の場合は、代表する事業者を応募者としてください。

※1 中小企業者の定義（中小企業基本法第2条第1項）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種②～④を除く	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 みなし大企業とは、大企業者（中小企業者以外で事業を営む会社や個人）が総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能な状態にある中小企業者を指します。

※3 福島県信用保証協会の信用保証の対象業種は、下記以外の業種です。

保証対象とならない業種

食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合などの飲食店、金融・保険（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、興信所、探偵業、易断所、観相業、風俗関連営業、芸ぎあっせん業、集金業、政治・経済・文化団体、宗教団体など

3 応募書類及び応募方法

(1) 応募書類

- 1 会津若松市チャレンジ事業認定申込書（様式1）
 - 2 事業計画書（様式2）
 - 3 資金計画書（様式3）
 - 4 収支計算書（様式4）
 - 5 法人については、定款の写し
 - 6 直近の決算書類（損益計算書、貸借対照表、試算表、確定申告書など）
 - 7 直近3年間の市税の納税証明書（全部証明）※創業枠に応募の方はご相談ください
- ※提出書類については、不備等のないよう十分留意してください。

(2) 提出期限 令和6年6月14日（金）17時15分 必着

(3) 提出先 会津若松市観光商工部商工課（会津若松市役所栄町第3庁舎） 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 電話 0242-39-1252

(4) 提出方法 原則、事前にご連絡の上、応募書類をご郵送ください。

- ・窓口への提出の場合には、土日・祝日を除く8:30~17:15にご持参ください。
- ・郵送で提出される場合は、書留を利用し、提出期限までに提出先へ届くようにしてください。

(5) 提出部数 1部

ただし、白黒コピーではわかりにくい資料（カラー刷りの写真や資料など）がある場合は、その資料を10部提出してください。

(6) 留意事項

- ・応募書類は、原則として返却しません。
- ・応募書類は、本市が受理した段階で「公文書」となるため、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、会津若松市情報公開条例に則って公開・非公開の判断をします。

4 認定検討会

応募者には、認定検討会の開催時に事業計画等の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。日程については、令和6年6月27日に実施する予定です。

認定検討会では、事業計画等の説明を受け、新規性・挑戦性、先駆性、継続性、市場ニーズ、財務健全性、地域性などの項目について、それぞれ5段階の評価を行います。

5 事業計画の認定

認定検討会からの意見等を踏まえ、優れている事業計画を「会津若松市チャレンジ事業」として認定します。認定された事業は、市のホームページ等で紹介するなど、公表させていただきます。

認定結果については、応募者に郵送でお知らせいたします。

6 補助金について

補助金は、会津若松市チャレンジ事業に対して予算の範囲内で交付します。

補助金額の算定式は次のとおりです。

【新事業創出枠】

補助金額＝補助対象事業費（※）×2／3（限度額 100 万円） ※千円未満切捨て

【創業枠】

補助金額＝補助対象事業費（※）×2／3（限度額 50 万円） ※千円未満切捨て

※補助対象事業費……事業の実施に要した経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費（留意点）

- * 人件費、飲食費、娯楽、接待、不動産の取得、税金等に支出された費用及び公的資金の用途として社会通念上不適切と判断される経費を除きます。
- * 国、県等他団体の補助金を受ける場合は、それらの補助金額を補助対象経費から除きます。
- * 「会津若松市チャレンジ事業」としての認定後、速やかに補助金の交付申請をしていただきます。
- * 補助金の交付の条件として、市税を完納し、かつ、必要な申告義務を完了していることが必要です。
- * 認定期間内に補助事業が適切に実施されなかった場合は、補助金の交付はできません。

